

第 6 次行政経営改革大綱

加西市

平成 20 年 2 月

1 「行政経営改革大綱」の策定

行政活動を根本から見直し、簡素化・効率化した行政運営体制の確立と行政運営の透明性の確保や情報の共有化を一層推進することにより、市民と行政の協働型のまちづくりを図り、時代の変化に的確に対応していくため、第6次行政経営改革大綱を定めるものとします。

「行政経営改革大綱」は、加西市の行財政運営を改革し、よりよいサービスをより効率的に市民に提供するため、全ての職員が共有し、日々の業務の中で努力し改革を進めていく上で、最も基本的な指針となるべきものです。

2 「行政改革」から「行政経営改革」へ

加西市では昭和60年、平成7年、10年、13年、16年に「行政改革大綱」、平成15年に「財政再建推進計画」を策定し、行政改革に取り組んできました。こうした取り組みにより、数十億円に上る経費の削減をはじめ、様々な行政課題への対応などの成果を上げてきました。

財政再建推進計画による改善額

(単位：百万円)

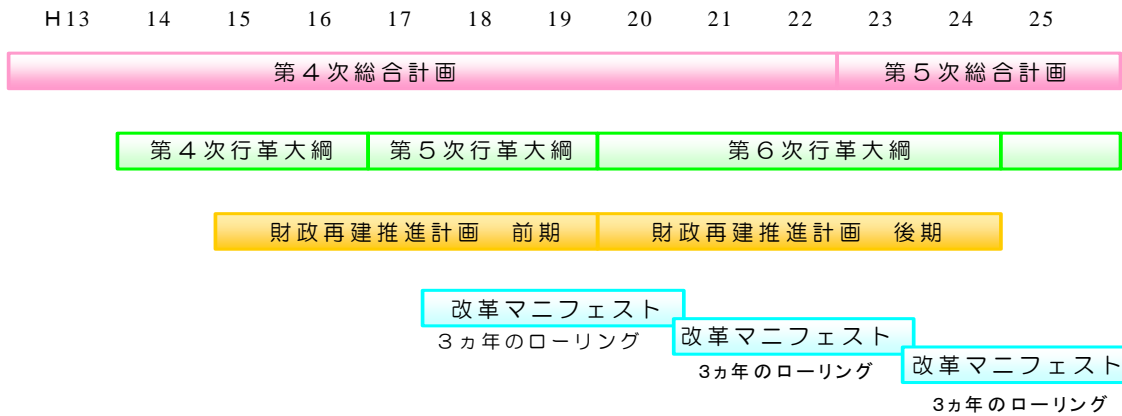
年 度	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	合計
削減額	328	737	1,014	1,370	1,315	4,764

しかし、これまでの行政改革にかかる取り組みは、市民の目には見えにくく、適正に評価しづらい状況にあります。限られた経営資源を最大限活用するには、市民に対する積極的な情報開示を進め、市民の理解を求めながら、施策を選択・実施しなければなりません。今後は、これまでの行政改革等の取り組みによる様々な蓄積も活かしながら、行政を「管理」という考えから、行政を「経営」という考えへと転換させることによって、行政そのものが、「行政経営体」へと変革することが求められています。

そのためにも、職員の意識改革は、行政の仕組みづくりと一体的に取り組む必要があります。職員への啓発と自発性を促すだけに留まらず、行政運営の仕組みを変えるシステムそのものが、職員の日常の仕事の進め方や考え方を変えるものとなり、組織の変容に結びつくものへと進めていきます。

3 設定期間

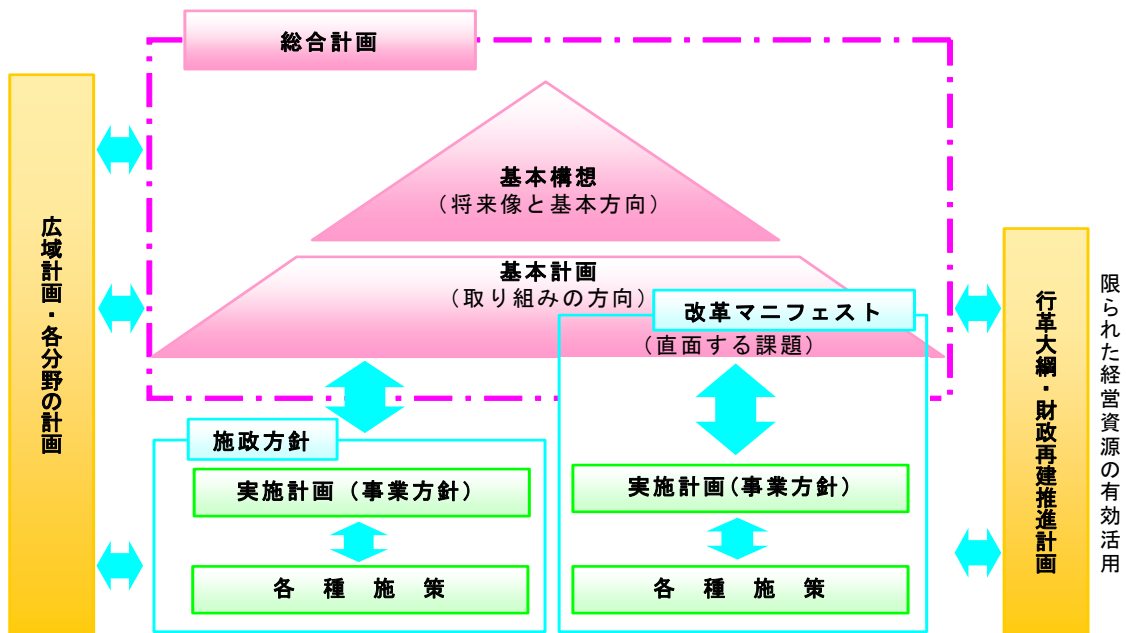
本大綱は平成20年度から平成24年度までの「財政再建推進計画」の後期計画の期間に合わせて5カ年の期間を定めます。



4 目的、主要計画との関係

3カ年のローリングによる改革マニフェストは、総合計画における基本計画、実施計画にかかるものであり、加西市が直面する喫緊の課題を掲げています。

財政再建推進計画と一体的に行う行政経営改革は限られた資源の有効活用を図るものあり、本大綱に定める行政経営改革の目的とは「行政サービスの向上のために、総合計画実施計画に位置づけられた事業の推進に必要な予算や人員を生み出すマネジメント」と定義されます。

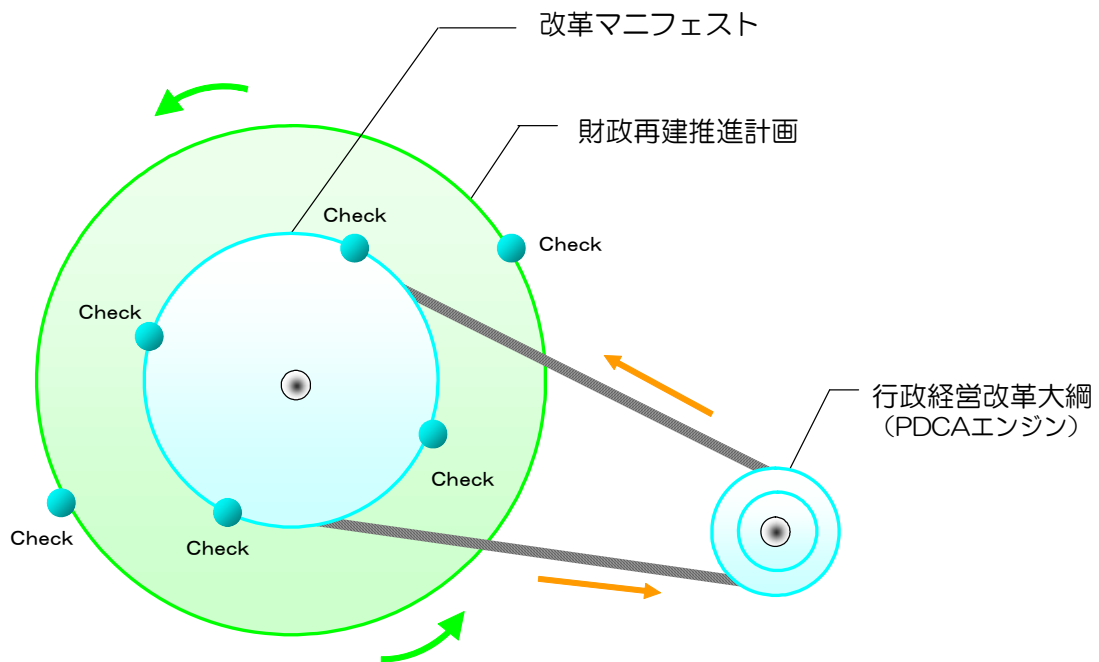


5 推進体制

行政経営改革を推進する体制として、これまでも市長を本部長にした「行財政改革推進本部会議」を設置して進行管理を行ってきました。今後も目標設定や効果に対する評価など、自律的な行政システムとして行財政改革推進本部会議を運用します。また、市民委員からなる「経営改革委員会」においても、大綱や財政再建推進計画、改革マニフェストに掲げる目標や取組結果を適時公表し、意見をいただくために、今後も継続して設置します。

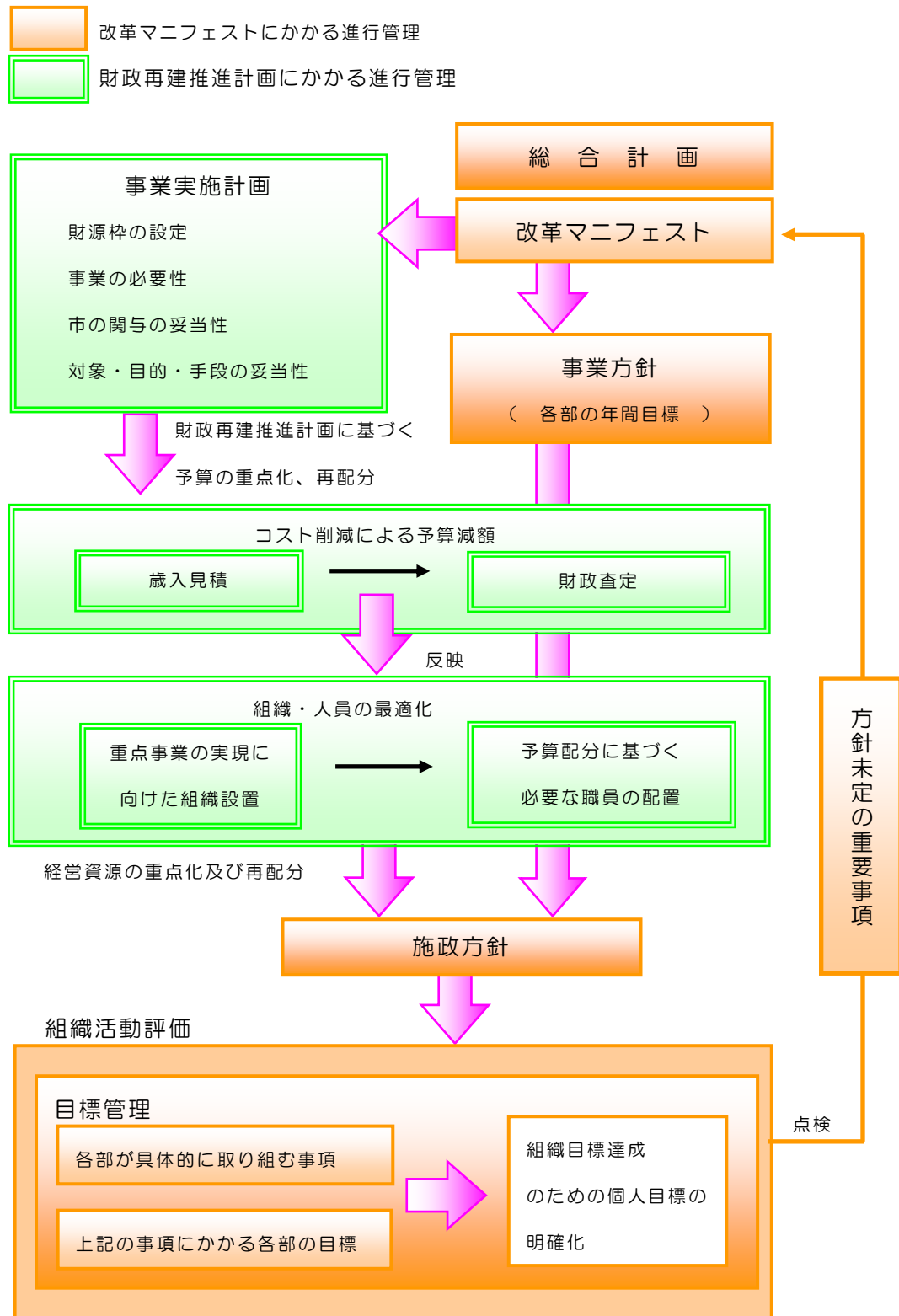
6 目標達成の検証と開示

財政再建推進計画に定める項目については半期ごとに、喫緊の課題である改革マニフェスト項目については4半期ごとに、設定した目標の達成度を検証します。大綱はそのPDCAを回す仕組みを定め、エンジンの役割を担います。目標達成の検証の結果、計画時点との差が生じた場合には、その原因を究明し、取組みの内容や目標の設定方法の見直しを図り、次年度の目標達成を目指します。これらの取組みは公表を前提に市民のみなさまへの説明責任を果たします。



7 進行管理

財政再建推進計画、改革マニフェストによる目標管理が有機的に連携してPDCAによる見直しが図れる流れを定めます。

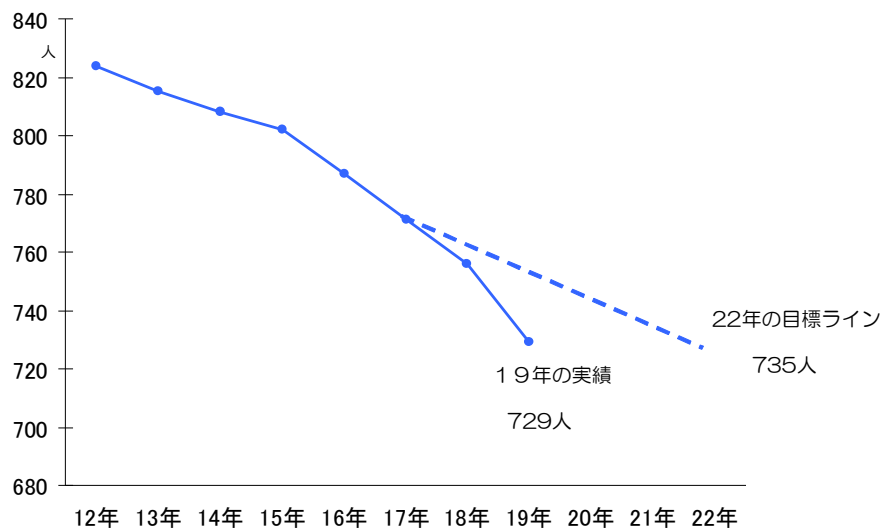


8 基本方針

病院、上下水道などの企業会計、特別会計も含む市役所全体の行政経営改革を進めていくために9つの基本方針を定めます。

(1) 定員管理の適正化

平成22年4月までに職員実数を735人以下とすることを目標として人件費の削減を図ってきましたが、民間委託、退職者不補充等の前倒しの効果によって、平成19年4月にその目標をクリアしています。(集中改革プラン)



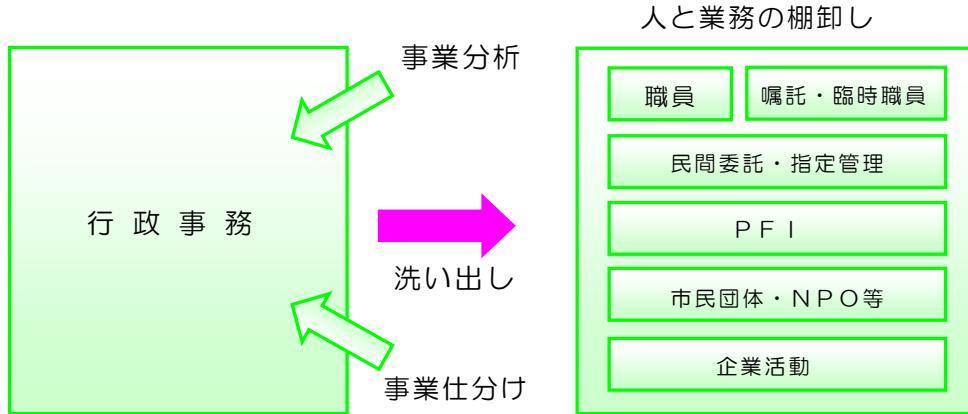
	15年	16年	17年	18年	19年	22年目標
一般行政部門	295	282	274	257	251	254
特別行政部門	148	150	146	144	134	146
公営企業等部門	359	355	351	355	344	335
合計	802	787	771	756	729	735

特別行政部門は、教育委員会、消防の各部門の合計、公営企業等部門は、上下水、病院、農業共済、国保、介護等の各部門の合計、一般行政部門は、特別行政部門及び公営企業部門に属さない部門の合計です。

今後も行政運営を一層簡素化、効率化し、市民・民間部門と行政の役割を見直す中で、可能なものから積極的に市民・民間部門に委ねていくことにより、人員だけでなく業務を削減する方向からも合わせて、定員の適正化を進めることとします。

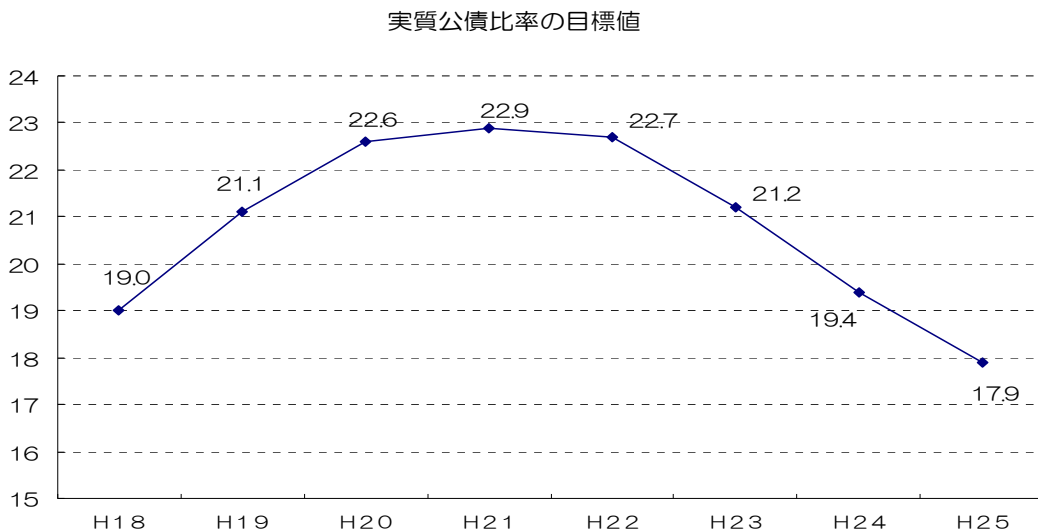
(2) 戦略的アウトソーシング

行政の責任領域を定め、その活動範囲を明確化するには、事業仕分け等によって個別に事業の洗い出しや分析を行い、業務のあり方、進め方、手法の選択について、企業会計も含めた総合的なアウトソーシング計画を策定します。



(3) 財政の健全化

平成20年から後期の財政再建推進計画は引き続き、改善項目の効果額を積み上げることで、コスト削減の徹底を図ります。後期の計画においては企業会計を含めた収支バランス、市債残高など、加西市全体のトータルな財政健全化の取り組みが求められています。上下水道事業、病院事業の資金不足比率など地方財政健全化法に定める基準内に抑制するとともに、平成25年に実質公債比率(3ヵ年平均)を18%未満に抑え、財政再建団体への転落阻止から持続可能な財政基盤の確立へと財政再建の取組みを推進していきます。



(4) 組織活動の評価

組織活動の評価は、目標管理を基本として、各部、各課の所管事務の目標達成状況を評価、改善し、組織の生産性を向上させるための制度です。各部がその年度に実施する具体的な目標を明確にし、各部の基本的な方向性を明確にします。また市長の掲げる施策との調整を行い、市長と各部の掲げる目標との整合化と共有化を図ります。各部の目標を受け、各課の基本的な事務の括りを設定します。さらには、各部、各課の所管する目標が、職員個人の目標を明確化することが可能となります。

○ 評価方法

目標管理の基本となる「事業方針」を毎年予算要求時に、各部において設定します。

「事業方針」について各部は、加西市の総合計画や市長の施政方針、改革マニフェストに掲げる項目などに照らし合わせて、自らの部署は次年度に何を実現することを目標とすべきかを明確化し、部内の目標を宣言します。

市長が政策実現のために目指す施策と各部が重点的に位置づける施策との整合を図る仕組みを定めます。

関係職員はこれらの目標とその具体的な取組みについて、その情報を共有する仕組みを定めます。

目的の達成活動を PDCA のマネジメントサイクルにより、検証改善する仕組みを有します。

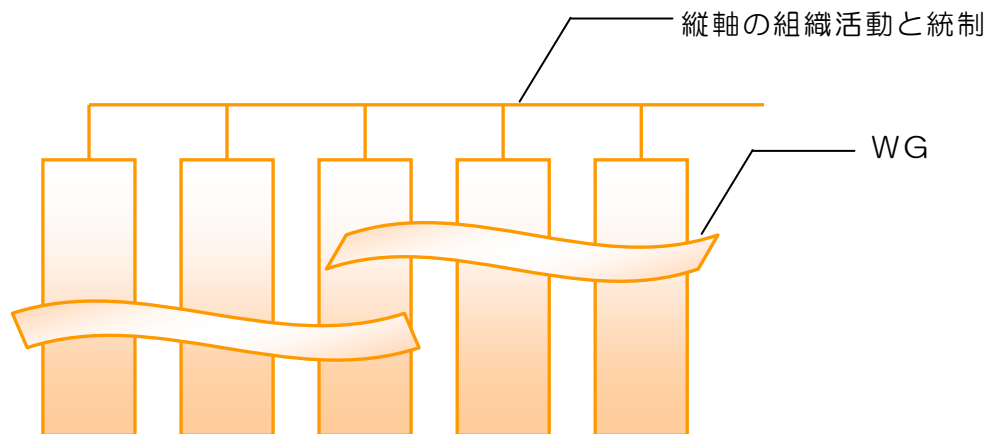
これら一連の組織活動評価を政策評価と位置づけ、総合計画実現に寄与します。

この制度は財政再建推進計画に基づく予算編成、改革マニフェストによる行政評価、管理職を対象とした人事考課、予算の配分に基づく職員の適正配置、職員のやる気を引き出すための職場発表など、内部管理の中心的なシステムに連動していきます。

市民に対し行政の取り組みや活動についての説明に用います。

(5) 組織活動の活性化と機構改革

行政ニーズの変化に対応できる組織運営の形態、職員の主体的な関わりと資質の向上のために、組織活動の活性化を推進します。従来のタテ軸の組織活動と統制を維持しつつ、個人の自発性を引き出す変革を目指せるよう、ワーキンググループ（WG）の活用や職場改善発表の場をつくるなど、組織の横断的機能を高めていきます。機構の改革については、定員の適正化と組織のスリム化を図り、業務の効率化に努めます。



(6) 基幹業務システムの刷新

基幹システムの刷新に当たり、住民基本台帳・税務業務等、市民に対して行う基本的な業務（基幹業務）は、窓口における業務の統合、一元化によるワンストップサービスが発揮できるようシステムの再構築と最適化を進めます。

(7) 公共施設の再編

公共施設の再編については、少子化に伴い児童、生徒数が減少していく中で、私立の施設も含め、現在の公立の保育所、幼稚園、小学校の数が、教育施設として適正な規模かどうかを審議・検証を行います。公共施設の老朽化が進んでおり、建替、改修にあたっては将来にわたっての必要性を慎重に審議し、存廃を判断していきます。

（８）地域協働の推進

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、市民や市民が参加する団体など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取組みについて、それぞれの地域の実情に応じ、連携・協力を図ります。まちづくり協議会やNPO等の市民活動団体についても、公共事業や公共サービスの提供主体として拡大するとともに、新たな公共の担い手として育成を図ります。

（９）市民の政策形成過程への参画

市民からの問い合わせに対する回答、アンケート結果に関する情報を蓄積、共有する仕組みを定め、公開するルールを定め、パブリックコメント制度の徹底と活用を図ります。

また、市民にわかりやすい財務情報の充実を図り、公会計の整備を進めていきます。